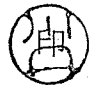


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	川口 莊一		
件名	令和3年度東大和市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業実施要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、既に社会福祉協議会（以下「社協」という。）の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）が終了するなどにより、再貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立又は円滑に生活保護の受給へつなげるために実施する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(1) 給付要件 東大和市の住民基本台帳に記録されており、社協が実施する再貸付を受けた世帯のうち、申請日の前月までに最終借入月が到来している世帯、申請月が最終借入月である世帯、及び再貸付について不承認とされた世帯、または再貸付の申請を行うために自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず再貸付の申請が出来なかった世帯で、収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯。</p> <p>(2) 給付額：世帯の人数に応じて以下のとおりの月額で最長3か月支給する。 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円</p> <p>(3) 申請方法：郵送により令和3年8月31日付消印分まで受付を行う。</p> <p>(4) 施行日：決裁日から施行する。</p> <p>(5) 影響及び効果：新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を給付することで生活困窮者を就労による自立又は円滑に生活保護の受給へとつなぐことができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年6月23日 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第4号）成立</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定事務を行いたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。